

平成28年6月6日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	設楽和由	税務課長
荒木信行	市民生活課長	森谷孝義	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
辻洋一	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ観 光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	安達徹	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	渡辺優子	監査委員 局長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
渡邊拓也	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第3号 第2回定例会  
 平成28年6月6日(月) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

なお、通告番号23番については、14番木村寿太郎議員から取り下げの申し出があり、これを受理しておりますので、御報告いたします。

○国井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開します。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○国井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成28年6月6日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
15	人と動物が共生できる笑顔あふれるまちづくりと動物愛護推進について	(1) 犬猫等飼い主に対するマナーアップの啓発について (2) 殺処分ゼロに向けた対策について (3) 動物愛護教育の推進について (4) 災害時における指定避難所の動物対応について	4番 渡 邊 賢 一	市 長 教 育 長
16	地方創生の次代を担う多種多様な能力のある人材確保について	(1) 市職員採用募集要項見直しについて (2) 再任用職員の「定数外」化と処遇改善について		市 長
17	災害に強いまちづ	(1) 活断層上に建築されている指定避		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	くりについて	難所の見直しについて (2) 都市計画マスタープラン見直しにかかる防災・減災を見据えた都市計画道路のさらなる整備促進について		
18	寒河江市スポーツ推進計画について	(1) 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進について (2) 競技力向上に向けた取り組みの推進について (3) スポーツ環境の整備と充実について (4) スポーツを通じた地域活性化の推進について	8番 石川 忠	教 育 長
19	農業委員会法・農地法の改正を受けて	「農業委員会等に関する法律」と「農地法」の見直しが進められたが、その影響について		農業委員会会長
20	家庭系ごみの分別変更について	(1) 変更して約2カ月経過しての市民の反応について (2) 変更に至る主な理由について	15番 内藤 明	市 長
21	指定廃棄物の処分について	公園等に保管されている道路側溝の放射性汚泥の処分について		市 長
22	第6次寒河江市振興計画の推進について	住みやすいまちづくりをするための(仮称)迷惑防止条例の制定について		市 長
23	市長の政治姿勢について	「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を将来都市像に、第6次寒河江市振興計画がスタートしたが、12月の市長選への出馬について	14番 木村 寿太郎	市 長

### 渡邊賢一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号15番から17までについて、4番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** おはようございます。  
市民クラブの渡邊賢一でございます。  
初めに、九州地方熊本県、大分県を中心とした、かつて経験したことのない直下型地震でお

亡くなりになりました方々に、衷心より哀悼の誠をささげ、お悔やみを申しあげますとともに、被害に遭われました、また今もお避難生活を余儀なくされている皆様に、心よりお見舞いを申しあげたいというふうに思います。

私は、社会民主党市民連合で4月に新会派市民クラブを結成いたしました。市民クラブは、市民の皆様と同じ視点で対話に対話を重ね、市民団体や各地域の皆様、特に社会的弱者の方々

の小さな声を大事にして市政に反映していくということで、私は特に人と命が輝くぬくもりのあるこのまちづくりの政策提案型の活動を目指してまいりたいというふうに思います。市民視点、地域重視、対話主義の理念のもと、小さな会派ではありますが、先輩議員とともに今後とも頑張っている所存でございます。市民の皆様、そして、市長を初め執行部の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本市のさくらんぼの日は、1990年に6月の第3日曜日と制定され、ことしはさくらんぼマラソンが開催されます6月19日ですが、JA全農山形、並びに本県は3年前から出荷最盛期を迎える県産さくらんぼを県内外に広くPRするキックオフとして、きょう6月6日を山形県さくらんぼの日と制定しております。

名曲「さくらんぼの実る頃」で知られ、さくらんぼに縁のある歌手の加藤登紀子さんが、さくらんぼのシルエットは数字の6に似ていることから命名したと聞いております。この記念すべきさくらんぼの日の一般質問を、トップバッターとして立たせていただいていることに、深く感謝申し上げます。

去る6月2日の沖津議員の一般質問におきまして、佐藤市長は、市長選3選出馬に向けてかたい御決意を正式に表明されました。市民一人一人が輝く、そして、幸せが実感できる寒河江市をつくっていくことを決意を新たにされたことは、マスコミ各社が大きく報道されました。

私は、週末にいろんな方々とお会いして佐藤市長の話題になりましたけれども、市民の多くの皆様から、「当然だべ、洋樹さんはすばらしい方だ、洋樹さんしかいないべ」と。市民主役、不偏不党、公正中立の政治姿勢や政治家としてのぶれない御勇断、これらには多くの市民から賛同の声が上がっているわけでありました。

本日も傍聴でいらしています市民の方々、またインターネット中継でごらんの市民の皆様も、

市長の御答弁、一言一句を注目しておられますので、私の通告番号15ないし17につきましても、ぜひ前向きなお答えをお願いしたいというふうに思います。

さて、命を大切にする社会をつくるため、私も飼い主、ブリーダーの一人として質問をさせていただきたいと思います。

通告番号15番、人と動物とが共生できる笑顔あふれるまちづくりと動物愛護推進についてでございます。

(1)の犬猫等飼い主に対するマナーアップの啓発について御質問させていただきます。

本市は、古来から神事、流鏝馬や放生会などで動物愛護を推進してまいりました。隣の河北町谷地の児童動物園に近く動物たちとの触れ合いの機会も非常に多いわけでございます。

近隣の自治体では里親募集やしつけ教室が開催されたり、最近では県の最上川ふるさと総合公園の中にドッグランも整備されました。

地震による被害で人命救助のため、テレビ画像などでよく出されるんですけども、捜索で警察犬が活躍されたり、また、視覚障がい者の盲導犬もそうです。最近では猫ブーム、猫カフェまで出てきて私たちを癒してくれる、まさにパートナーというふうになっております。

一方で、犬、猫の正しい飼養に関して市報やパンフレットでいろんな形で飼い主や市民の皆さんに周知されておられますが、残念ながら、まだまだそこが行き渡っていないということで、甚だ疑問視されているわけでございます。現に本市担当課にも多くの苦情が届いていると聞いております。

犬、猫等の飼養に関するマナーのレベルが低いと、具体的にはふんが街路に放置されたり、飼い主のいない野良猫や外飼い猫による夜鳴きの鳴き声、また野菜畑、果樹畑を掘り起こしてしまうなど、町なかや集落の中で近所トラブルが絶えない状況などもお聞きしているわけです。

さらに、いまだに生まれたばかりの子猫を観光さくらんぼ園や史跡名勝寺院など観光施設に捨てるなど悲しい事例も数多くありまして、市の担当課の職員も非常に困っていると。観光施設に捨てるなんていうことで、こういったことは氷山の一角と言われております。

ちなみに動物遺棄は犯罪でありまして、動物愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法、これは1973年に議員立法でできた法律でございますが、この第44条に100万円以下の罰金を処すという厳しい法律であります。本県では2014年に動物愛護管理推進計画を改定しまして、動物愛護行政の方向性を示しているわけですが、残念ながら具体策が乏しいような状況でございます。このようなことは非常に不幸なことでありまして、さくらんぼ、歴史、笑顔の本市のイメージダウンにつながるのではないのでしょうか。

ここで御質問でございます。犬、猫等の動物による市民同士のトラブルを未然に防ぐため、本市としても積極的にマナー知識の向上に向けた施策をもっと推進していただきたい。最近では周辺自治体でも啓発に力を入れておりまして、ぜひとも具体策を講じていくべきではないかということで、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

渡邊議員からは、犬、猫などの飼い主に対するマナーアップの啓発ということで御質問いただきましたが、答弁も少しプレッシャーがかかるような気がいたします。

御案内のとおり、近年、心の安らぎや癒しというものについて愛玩動物を求めるということが、そういう人が多くなってきているわけでありまして、特に犬、猫につきましては、人生のパートナーとしてともに生きるという意識で飼われている方も大変多くなっている状況にあります。

またその一方で、御指摘のとおり、ふん尿の放置、あるいは鳴き声がうるさいなどということとで近隣同士のトラブルになっているというケースも多々あるというふうに感じております。飼い主の方には、愛玩動物の生涯にわたって周囲の方に迷惑をかけることなく飼っていただくという責任を果たしていただきたいというふうにも思いますし、また、地域社会のルールの中でその飼育、飼っていただいている犬、猫などが地域の一員として受け入れられるよう主体的に行動していただくということが求められているのではないかとこのように思います。

寒河江市としても、飼い主の方のマナーアップについては、これまでも市報等で啓発をしてくれているところでありますが、御指摘のとおり、なかなかそういうマナーの向上が図られていないという面もありますし、また寒河江のイメージアップということを考えていけば、さらにそのマナーの向上への啓発活動などを積極的に取り組んでいく必要があるというふうに思います。

具体的に他の自治体の例なども十分参考にさせていただいて、ぜひ人と動物が共生する寒河江の地域づくりというものを進めていければというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 御答弁いただきましたけれども、これは飼い主任せということで今、どうしてもそういう状況になっているわけでありまして、市民の動物愛護をさらに推進していくためには、今市長からもありましたけれども、先進地で取り組んでいる具体例などを参考にしながら、できるものから始めていくべきだと思います。

先進地では、マイクロチップ、こんなにちっちゃいマイクロチップなんですけれども、これの装着によって登録制度を行っているところもありますし、こうしたことを行えば迷子とか地震などでの災害、盗難、事故などによって飼い主と離れ離れになっても、マイクロチップの番

号をリーダーで読み取ればデータベースに登録された情報と照合することによって、飼い主のもとに戻ってくる可能性が非常に高くなるというふうに言われております。そうしたこともありますので、ぜひ具体的な対応策を今後検討していただきたいと思っております。

次に、もっと深い課題に入ります。命の尊厳を大切にしていくため、(2)の殺処分、正確には致死処分という言葉があるんだそうですが、これのゼロに向けた対策についてでございます。

ここに1冊の本がございます。ある犬のお話ということで、「ストーリー・オブ・ア・ドッグ」という本であります。この本を読めばきっと5分くらいで読める中身なんですけれども、この絵本にはズキッとくる非常にインパクトの強い内容になっております。ぜひ市長にも読んでいただきたいと思っております。

全国で2013年の統計によりますと、12万匹以上の命が人の手によって失われているということが報告されています。寒河江市の現状としまして、県の村山総合支庁村山保健所生活衛生課での発表でございますが、死亡動物の収容件数は2013年に猫は91頭、2014年には猫が110頭、引き取り件数は2013年、犬が3頭で猫が88頭、2014年には犬が4頭で猫が48頭というふうな状況になっています。

ただ、これらは現状のほんの一部で、把握されない実際の数はこの数倍とも言われております。特に猫は、繁殖率が高いわけでありまして、1頭の雌の猫から1年に十数頭にふえるということも獣医師の先生が指摘しているわけです。殺処分や致死処分、これらを減らすために望まれない命をつくらないこと。そのためには、猫を外に出すには避妊や去勢手術、これらを実施することだと専門家はおっしゃっています。

現在、本市の動物愛護団体などが致死処分を減らすため、市内の動物愛護団体の中で費用を負担し、カンパを集めたりしてボランティアの

獣医師さんが避妊、去勢手術を年間40匹程度行っているそうです。ちなみに1匹当たりの費用というのは、避妊が3万円、去勢が1万5,000円などとなっているそうですけれども、これらは市民の力だけでは非常に困難な状況でありまして、ボランティアも限界にきているというふうになっています。また、チェリーランド、チェリークア・パークを初め、地域にある公園周辺や市内の飲食店、空き家、空き店舗周辺は所有者のいない猫に餌を与えている方もおられまして、地域にすみつき繁殖、増殖している状況などがあると地域住民の方からも報告されます。私も毎朝、犬と散歩するわけですけれども、野生化した野良猫から数匹が集まってきて威嚇された、そんな体験もしています。

ここで質問なんですけど、全国では、地域に住みついている猫をTNR、Tはトラップ、捕まえる、Nはニューターとって避妊、去勢手術をし、Rはリターン、もとにいた場所に戻すという。そして、置き餌をせずに餌をちゃんと与えてその場をきれいに掃除して、地域全体で猫を、命を育てるといって地域猫活動を支援する団体も生まれております。

山形市の霞城公園内でも県体育館周辺でこれらを見かけたりします。特にボランティアによる避妊、去勢費用の一部については、何らかの支援策で補助をするなど必要だというふうに思っているんですけれども、こうした実態を御報告させていただきましたが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 殺処分、致死処分、ゼロに向けた対策ということで御質問いただきましたが、御案内のとおり、どうしても飼い育てることができない、特に犬、猫については、県の山形動物指導センターに引き取りをお願いするということになっているわけでありましてけれども、そのセンターでも一定期間、保護をされるとい

うこととなりますが、新しい飼い主に譲渡されない場合などは、やむを得ず殺処分、致死処分されてしまうということになっているわけでありまして、小さい命がこのような形で失われるというのは非常に残念だというふうにも思います。

こういう状況の中で、先ほど渡邊議員、御質問でもありましたが、一昨年、山形県動物愛護管理推進計画というものを県のほうで改定をいたしました。それを受けて寒河江市でも致死処分、殺処分を極力減らすためにこの県の計画に沿って取り組みを今進めていこうとしているところでございます。

飼い主の方には終生飼っていただくということを徹底をして、そして、避妊あるいは去勢の措置を実施していただく、そして、繁殖した場合とか病気などの場合でも自分でまず責任を持って対応していただくということ、まず先ほど申しあげましたが、これが一番基本だろうというふうにも思います。

特に御質問にもありましたとおり、猫については、みだりに繁殖、それからふん尿による周囲への生活環境汚染、あるいは交通事故死などがあるわけでありまして。こういったことを防いでいくためには、できるだけ放し飼いをせずに屋内で飼っていただくなど、そういう適正飼養というんですか、そういう普及啓発をして徹底していかなければならないというふうに思っているところであります。

議員から獣医師の方々などで作るグループがボランティア活動されてそういう避妊、去勢の費用を対応しているというお話がありました。大変御苦勞をおかけして、また感謝を申しあげ次第でございます。

我々としても、そういった全体の寒河江市内の環境を何とか守っていくための取り組みの一環として、できればそういうものについても今後いろいろ検討していかなければならないとい

うふうに思います。できれば、県のほうの計画でもありますから県のほうの対応なども踏まえて、さらにはもちろん市内の状況などもつぶさに調べさせていただいて、そういった他の自治体の事例なども十分に参考にさせていただいて、環境の保全という観点から取り組みを研究していきたいというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** きょう質問した(1)と(2)につきましても、県でも今月に動物愛護推進協議会を立ち上げたいというふうな予定だと聞いております。村山保健所と連携しながら今後具体的な対応策をぜひ検討していただきたいし、このことが、県や市町村に先駆けて寒河江市が動物愛護を積極的に推進するまちなんだということで、これをアピールしてイメージアップにつなげて観光や移住につなげていくと、交流人口や定住人口をふやしていくことに私は結びつくんだというふうに確信をしております。

さらに、命の尊厳を大切にしていくことは、次の質問でもありますけれども、子供たちの健全育成に直に結びつくというふうに思っています。

さて、続いて、さがえっこがすくすく育つ環境をつくっていくため、(3)であります動物愛護教育の推進について御質問させていただきます。

今、パソコンとかタブレット、また学校では学力テストなど、残念ながら競争偏重教育とも指摘される評論家もいらっしゃいますが、そうした教育を見直すべきというふうな警鐘を鳴らしている方もおります。

私は以前、この場所で自殺や不登校、ひきこもり、いじめについて質問させていただきました。動物の虐待、遺棄の防止、そして、命の尊厳の大切さを教える教育、人間と動物たちの共存共生社会を目指す取り組みによって人の痛み

を、そして動物の気持ちをわかる温かさ、人間力をつけてすすくと強く優しい人間に育ってほしいというのが、多くの市民の皆さんの願いでもございます。

そこで、京都市で昨年、一昨年ですか、制定されました動物愛護憲章というものがあまして、これを参考に子供たちの動物への愛情をさらに育んでいくことが必要だと思います。

この憲章は5項目ございまして、1つは動物を思いやりましょう。2つ目が動物のことを学びましょう。3つ目が動物との正しいかかわりを考えましょう。4つ目が動物とのきずなを最後まで大切にしましょう。最後、5つ目が、人にも動物にも心地よいまちをつくりましょうということで今活動を進めているそうです。

もう一つ、先進地の例で挙げますと、和歌山市では、学校教育の中で獣医師さんや保健所の職員の方、あるいは盲導犬を招いて動物愛護教室なども開催しているそうです。子供たちが心を開いてすばらしい成果を得ているということも報告されております。

ここで質問をしたいのですが、本市の第2次教育振興計画にある命の教育の具現化として、小中学校、障がい児の学校等における動物愛護教育の現状について、具体的な事例などをお聞きしたいと思います。教育長の御認識、御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 動物愛護の教育ということで、第2次教育振興計画の中にも生命尊重とか自然愛護の精神を育む教育ということで示させていただいております。

現在の具体的な学校教育における事例ということでもありますけれども、学校では、特別に国語、算数のように特設した時間というのはもちろんございませんけれども、動植物、植物も含めて、例えば小学校の生活科というのがあります。これは1、2年生が学ぶ教科でありますけ

れども、この中では、動物を飼ったり植物を育てたりしながらそれらが育つ場所とか、あるいは変化や成長の様子に関心を持つ。そして、それらには生命、命がある、命を持っているということとか、成長していることに気づいて、そして、生き物への親しみを持って大切にしようという、そういう心情を育てることを目指しているものでございます。

また、このほかにも動物との共存、共生ということでは、道徳の時間などでそれぞれの学年に動物にかかわる教材などもございます。そういったことで学びますし、特別活動の中でも体験的に触れ合ったりしながら学ぶということが学校では行われているということです。

さらに、市内の小学校では、犬、猫ということではありませんけれども、実際に小動物、例えば理科との関係でメダカを飼ったり、金魚など魚類を飼ったり、それからカエルなどの身近な小動物を飼育したりしておりますし、各家庭においては犬や猫、あるいは小鳥などを大切に育てているという例も少なくないなというふうに思っているところであります。

こんなふうに、学校教育だけでなく家庭、地域も含めて連携しながら具体的な動物愛護の教育が、指導が行われているというふうに認識しているところであります。

市教委といたしましても、今後とも動物愛護も含めた命の教育ということは重視しながら、力を入れて指導してまいりたいなというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。今、児童や生徒さん方に対するこれからもそういった教育をぜひふやしていただきたいというふうに思っているんです。

動物も笑顔があります。笑うんですね。動物のベストスマイルというものは人間を和ませてくれるばかりでなくて、本当に癒してくれると

思います。

私もビーグルという雌の犬を飼っているんですけれども、これはイギリスでウサギ狩りの狩猟犬だったというふうに言われています。16年前、子供たちがどうしても飼いたいんだと、特に娘がそういうことで飼いはじめましたけれども、今は家を離れたため、数年前から私が主人となりましたけれども、2000年のシドニーオリンピックの年に出生しまして、このときマラソンで金メダルをとった高橋尚子さんのニックネームであります、今度、さくらんぼマラソンにもゲストランナーで来られるそうですけれども、キューちゃんと家族は命名しました。16歳は人間でいえば80歳の健康長寿の犬であります。家族同様、そして、地域の住民と同様に親しくなり、人と動物が共生できる笑顔あふれるまちづくりのために、ぜひ動物愛護推進をさらに進めていただくことは、ひいては市民一人一人の幸せにつながってくると思います。今後もぜひ前に進めていただくことをお願いし、私も市民の皆さんとタイアップしてこれからも活動を続けていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

さて、続いて通告番号16番でございます。地方創生の次代を担う多種多様な能力のある人材確保についてであります。

ここに新聞の切り抜きを持ってまいりました。第61回の県縦断駅伝大会が4月に開催されました、市長が実行委員長、そして、教育長が総監督ということで非常に力を入れて頑張っておられたわけです。我々議員団も2日目、応援させていただきましてけれども、この中で、やはり地域に感動を与えるというか、そして、トップは寒河江西村山ということでラジオでも何度も何度も連呼されまして、本当に勇気も与えていただいたというふうに思っています。

(1) 市職員採用募集要項の見直しについて関連しますので申しあげたいのですが、この歴史と芸術文化、そして、生涯スポーツ振興のた

めに人的な体制強化について必要だというふうに市民の皆さんからも多く出されております。

1つ目、県内自治体の職員募集の状況につきましては、今、募集要項がネットなどで出されているわけですが、山形市においては、笑顔、意欲あふれる地域密着型の公務の達人を募集したいということで、行政上級、そのほか身体障がい者対象枠、特別選考枠、社会人枠というものがあましてそれぞれ募集をされています。

上山市では、一般のほかに社会人枠、自己アピール枠ということで、特に埋蔵文化財、スポーツ、芸術文化、学術研究、社会貢献などのスペシャリストを募集したいというふうなことであります。

新庄市初め最上地域の町村では、この各教育委員会などでスキーや長距離のスポーツ選手も採用して地域を盛り上げているというふうな状況もあります。

ここで質問です。多くの自治体で行っている職員採用の試験の中で、運動選手や学術研究などの特別枠、社会人採用枠、障がい者特別枠などぜひ本市でも行って専門スタッフを採用し、特に力を入れなければならないシティプロモーションの推進とか、生涯学習の振興、スポーツ振興、こういったものに人的強化を進めていくべきではないでしょうか。

本市のスポーツ推進計画にある競技力向上、スポーツ指導者の養成や資質向上ということどうなっているわけですので、ぜひ率先して市が行うべきでございますし、また、本市の第3次障がい者基本計画の施策4にございます経済的自立就労支援ということで、障がい者の方をもっと支援していく方針が掲げてありますので、ぜひ市が率先して進めていくべきだというふうに思いますが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○国井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お答えを申しあげたいと思いますが、御案内のとおり、寒河江市では、今、渡邊議員御質問にあった特別枠の採用というものは実施をしていないわけであります。

我々ちょっと調べてみたところで、来年度の募集に関して実施をするという、13市の中では御指摘のような山形市、それから上山市というものが実施をされるというふうに聞いています。山形市については、先ほどありましたとおり、スポーツ、文化芸術などで全国大会以上のレベルの大会で入賞経歴があり、また現在も現役で活躍している方、また、上山のほうでは、埋蔵文化財に関する専門的な知識や経験を有する人、スポーツ、文化芸術などの全国大会で入賞し、その過程において培われた能力を市政で発揮できる人などというふうに応募の条件が資格としてはなっているようでありますが、また一方、今年度から特別枠の採用試験を取りやめた市などもあるようであります。

この特別枠については、これまでもずっといろいろ研究というんですかね、それはしてきたわけでありますけれども、実際、そういう採用試験を実施する場合、例えば芸術文化、スポーツなど多様な能力を有する受験者に対して採点の統一的な基準をどういうふうに設定するか、スポーツと芸術、どういうふうに採点の基準をつくるかなど、それから大きい自治体でありますれば違いますが、全体の採用者数がそれほど多くないわけでありますので、そういった中で特別枠の割合というものをどの程度にしていくなのか、あるいは毎年するのかどうかなども含めてそういった点、それから、例えばスポーツなどで現役で活躍していただくという場合、ずっとというわけにもいきませんから、採用後、将来にわたってどういう人事の配置などをしていくなのか、そういう課題があるということで、これまでもいろいろ検討してきているのであります。そういう検討、途中なわけでありますので、

現時点では、寒河江市ではそういう採用をまだ実施をしていないということでありますが、非常勤嘱託職員として現実的にはスポーツ指導員あるいは歴史文化専門員、美術館専門員、地域おこし推進員などという形で採用をさせていただいて、多種多様な能力のある人材に活躍していただいているという状況であります。

また、障がいを持たれる方、身体障がい者の方を対象にした特別枠などという御提案もありましたが、例えば県あたりでは、そういうのはどうなんですかね、寒河江市などの場合は、小さい組織なので、そして、住民に接する仕事でいろんな日中でもそういう多方面で活動していかなくやならないということがありますので、そういう業務内容とか、職場の環境整備などということで、なかなか課題もまだあるという状況でありますので、そういう特別枠というものをまだ設定をしておりません。

そういうことでありますけれども、もちろん、ハローワークのほうとも十分相談をさせていただいて非常勤の嘱託職員として採用させていただいて、法定雇用率を達成しているという状況であります。

そういう状況でありますので、我々としても、引き続き研究課題として捉えておりますので、この件についてはさらなる研究を進めていきたいというふうに考えております。

○國井輝明議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今、市長からさらなる研究を続けていくというお話でしたけれども、ぜひ健常者、障がい者の方々のフォローということで健常者との差別をなくしていただきたいと、こういった段差をスロープにしたり、市庁舎も改修するわけですが、そういったハード面だけでなくソフト面からもぜひお願いしたいし、市長、ここにも礼状が届いていましたけれども、来年はさらに、さっきの駅伝の話に戻りますが、2日目、優勝、総合3位以上目指すべく選手、

スタッフ一同、練習に励むんだということで実行委員長の市長の御決意もあるわけですので、ぜひ引き続きスポーツ選手のそうした採用なども研究の中で特に進めていただきたい分野だというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、(2)の再任用職員の定数外化と処遇改善についてでございます。

これにつきましては、年金制度の改悪、特に年金支給年齢の引き上げによって無年金になる期間が出てきたというふうなことで、雇用主は従業員が希望すれば再雇用の責任があるというふうなことで、今、市の職員の方も希望どおり再任用されているというふうに思っています。

実態をお聞きしますと、無年金で働かざるを得なくて希望したけれども、賃金、一時金は現職時代の約半分で、仕事は職員1人分の業務をこなさなければならないということでもあります。非常に再任用職員のモチベーションが低下していることや、これは県の職場でも同様なんですけれども、中途退職者も出ているというふうなことも聞いています。

安倍政権が声高らかに打ち出している一億総活躍社会、女性活躍の拡大、同一労働同一賃金からすれば、この制度については全くの今の制度はおかしいんじゃないかというふうなこと、アベノミクスが今、失敗と言われてはいますが、年金の原資を株に手を出して5兆円、7兆円の損失も出ているというふうなことで、非常に我々若い世代も含めて将来が非常に心配だというふうなことで、60過ぎの働く場のない無年金の先輩がこれからもっとふえてしまうんじゃないかというふうに思います。

再任用制度を実施することによって、かえって職員全体のモチベーションが下がっては、これは意味がないことでもありますし、意欲を持って退職後も働ける環境にすべきであるというふうに思います。

1つは、地方公務員法第22条による定数外職員というふうなことや、あるいは賃金改善も含めて何らかの改善をやっていかないと、どうしても新規採用も減ってしまうというふうな悪循環になっていくと思いますので、そこをぜひ考えていただきたいと思います。市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 再任用職員に関する御質問をいただきましたが、御案内のとおり、再任用職員の勤務時間というのは、一般職員と同じ時間を勤務する、いわゆるフルタイム勤務と、また例えば週2日から4日間までの範囲内で時間で勤務する短時間勤務というふうに大きく2つに分かれているわけですが、国家公務員においては、フルタイム勤務職員は定数内、また短時間勤務職員については別に定数を管理して、その導入により軽減される常勤職員の業務量に見合う定員を削減するのが基本だというふうになっているわけがあります。

寒河江市におきましても、フルタイムで勤務する場合は定数内という扱いをさせていただいて、短時間勤務の場合は、勤務時間の割合に応じた人員で職員配置などの管理を行っている。週4日で勤務される場合は、0.8人というふうに換算をしているというふうにございます。

先ほど給与のお話もありましたが、従事する業務内容の複雑さ、それから困難さ、責任の度合いなどによって給料額を決定するというふうになっているわけでありまして、現在、再任用の職員については、主事級程度相当として配置をさせていただいて、行政職給料表2級を適用しているというふうになっています。

渡邊議員から御指摘ありましたとおり、今後、退職してから年金支給年齢に達する期間が段階的にふえていくこと、さらにはそういったことに伴って再任用職員数が増加していくということも想定される、あるいは任用期間が長くなる

ということが考えられますので、組織としてこの再任用職員の位置づけなどを改めて考え直していかなければならない、その役割などを考慮していかなければならないというふうにも思っております。給料などについても、そういったことを踏まえながら決定していくべきものだというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 県の動きなどを若干御報告しますと、改善に向けた見直し検討と職員団体との話し合いなども今盛んに行われているそうですし、また、女性の再任用も徐々にですけれどもふやしていかなきゃならないだろうということで、今現在、本市のほうはゼロなわけでありまして、女性が働けるような条件にしていかなきゃならないというふうに思います。

さっきありましたけれども、本人はもとより、職場全体のモチベーションを上げていくためには位置づけとか、さっきあった給与、賃金の見直しというのが不可欠だと思いますので、ぜひこれから進めていただきたいというふうに思っています。

続いて、最後の質問に入らせていただきます。

通告番号17番につきましては、6月2日に遠藤議員が4番で、伊藤議員が13番で（1）のほう、都市計画の関係につきましては、6月2日に8番で島落衣線のことで阿部議員が関連した質問をされておりますので、私は重複を避けるような形で御質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、災害に強いまちづくりということで、（1）の活断層上に建築されている指定避難所の見直しについてでございます。

5月10日に県が寒河江警察署、みやま荘、山形盲学校の建物に関しても含めたニュースがありました。山形市は5月16日に市有施設の調査結果ということでホームページで公表しているわけでありまして、本市の陵東中学校、寒河江

小学校などについても、非常に心配だという声が市民からも出されています。

今、お示しする寒河江山辺活断層帯ということでありまして、これはホームページにもアップされているわけですがけれども、北は中河原ですか、三泉地区から西根、石川、そして中央地区、本町、南町、末広町、栄町、みずき、島、そして、中山町の小塩の現野球場に至るまでのこの断層帯については、非常に不安であります。

さくらんぼ大学のほうでも地質に関して今度講座が新たにできて募集したところ、1日で埋まったというか、私、2日目の朝一で行ったんですけれどもだめでした。もう目いっぱいですということで、温泉の特別コースだけ聞きに来てくださいということで、ああ、そうですかというふうになったんですけれども、皆さん、関心、非常に高いです。

寒河江市の公共施設等総合管理計画が策定されまして、公共施設等を計画的に更新、統廃合、長寿命化等を行うための道筋、要は市民参加のまちづくりにつながる公共施設等を有効的に活用する仕組みづくりを進めるんだということで、防災・減災の視点からも特に避難所については、活断層の上であれば、万一の災害のときにこれは利用できなくなるわけでございます。その可能性が高いわけでありまして。特に寒河江警察署からずっと200メートルに位置する指定避難所の陵東中学校の安全性とか、災害時に西村山地域の中心となってキーステーションが置かれる村山総合支庁の西村山地域振興局の安全性もどうなのかというふうに思います。そのほか、ハローワークや年金事務所、市民体育館、市民文化会館、西村山広域消防本署などが隣接しておりまして、この延長上にはハートフルセンターやこの市役所の庁舎、寒河江小学校、そして、この前もありましたけれども市民浴場などもこの上に乗っかっているわけです。

活撓曲という地質学上の言葉なんですけれど

も、専門用語なんですけれども、これは想定される直下型地震、マグニチュード7以上を受けた場合に甚大な被害が想定される活断層の地下にある断層が活動した場合、地表が変形するというふうなことであります。土地が傾いたりして地震動による被害はこの周辺で起きるんだというふうに指摘されております。

時間もだんだん限られておまして、でもここは非常に重要なところなんですけれども、私は避難所につきましては、ぜひもう一度精査をしていただきたいというふうに思います。そこに何千人という人が集中した場合、そこが使えなくなるとなれば、大変なパニック状態になってくると思います。

また、さくらんぼハウスなどを使ってシートを覆って自活するとか、車で寝たりするんじゃなくて寒河江型の防災テントの仕方とか、そういったものをいろんな専門家の方と相談していただいてやっぱり私は進めていくべきだと思います。

地表の変異ありということで公共施設が明記されているわけでありまして、地表の変異がないところとは数段に被害の想定が高いわけでありまして。そういったことにつきましてぜひ進めていくべきだと思いますが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御指摘ありましたけれども、御案内のとおり、活断層上、陵東中学校、それから市役所、寒河江小学校などは比較的近いところに位置しているわけでありましてけれども、今御指摘のあった施設などは、耐震性があるという施設にもちろんなっているわけでありまして。

ただ、それは今までの概念なのかなということも不安、我々もちょっとどうなのかなということがあります。熊本の地震で震度7が連続して2回起こったり、また震度1以上が

1,500回以上発生しているというのは、今までの通常の耐震化で耐えられるのかどうかということがあるわけでありまして。先般の一般質問でもお答えしましたが、国とか、あるいは県あたりでのそういう基準の見直しなども含めて検討していただかなきゃならないというふうに思います。

そういう意味で、我々としては、いざというときには、あらかじめ指定している避難所についても、全て安全を確認した上で避難所を開設するというようにしていきたい、していかなければならないというふうに現時点で思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ、余震と本震が2回続くとか、非常に地殻変動、予想つかない状況ありますので、ぜひそういった点でもお願いしたいし、私も災害ボランティアの登録もさせていただいて、いざというときに受け入れなどのそういうボランティアの皆さんと協力して今後活動を進めていきたい一人でもありますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、時間もありませんので端的にお答えいただきたいと思います。

市民の関心が非常に高い都市計画マスタープランの見直し、これが策定がおくられてしまっているという状況、特に道路につきましては非常に要望などが多くて、資料もいただきましたけれどもどうなんだという声が上がっています。特に今申しあげた防災・減災の視点からすれば、都市計画道路というものは非常に生命線でありまして、ライフラインとなる、特に内回り環状線、島落衣線とか柴橋日田線、山西米沢線、この都市計画道路はぜひ早急に整備すべきだというふうに思います。このマスタープランに係る意見をぜひ尊重していただいて、早く進めていただきたいという視点で御質問したいんですが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 道路整備については、マスタープランの見直しの中でも鋭意検討を進めていただいておりますが、もちろん、平時の場合だけでなく災害時においても緊急物資の輸送などということで必要不可欠になるというふうに思っております。そういう意味で県が策定した緊急輸送道路ネットワーク計画というのがありますが、それに対応して市のほうでも整備を進めているところであります。柴橋日田線、山西米沢線というのがそういうネットワークの道路に該当しているわけでありましてけれども、今、御質問にありました落衣島線については、そのネットワーク計画には直接掲載されておられませんけれども、そういう緊急輸送路の代替路線、あるいはそういった緊急輸送道路間のアクセスという意味で大変重要な役割を果たしていくということで考えているところでございます。

この整備につきましては、この間もお答え申しあげましたが、なかなか国の予算などもあって、できるだけ我々としても財政支援の要望を引き続きお願いをしながら、その状況などを見て早期着工、早期完成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 市民の安全・安心をしっかりと守っていく。そして、災害に強いまちづくりとして防災・減災を考えて、備災という言葉もあるそうです。そういった災害時の初動体制をしっかりとつくれるようなハード面、ソフト面の準備というものが必要でございます。「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」、この中にもあるそうした計画をぜひ具体的に一步一步進めていくために、今後とも我々も頑張りますし、ぜひ執行部の皆さん中心に市民の皆さんに対して見える、そうした取り組みをいち早くお願いしたいと思います。

さっきちょっと御答弁ありませんでしたけれ

ども、都市計画マスタープランの策定につきましては、非常に目に見える形で市民の皆さんがお待ちですので、これも含めて要望したいというふうに思います。

時間になりましたので、私の質問、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

## 石山 忠議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号18番、19番について、8番石山 忠議員。

○**石山 忠議員** 質問に先立ち、4月14日から続いている熊本地震によりお亡くなりになった方、被災された方及び避難を余儀なくされている皆様に心からお悔やみとお見舞いを申しあげ、一日も早く日常を取り戻されるよう御祈念申しあげます。

「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を将来都市像とする第6次寒河江市振興計画がいよいよスタートしました。3月定例会の一般質問において、第6次振興計画の目標実現のため、行動計画の成果を不動のものとする役目が佐藤市長にあると思う。リーダーとしての役割を担い、オンリーワンの寒河江を目指してほしいと御所見をお伺いしました。

6月2日の同僚議員の質問において、3選に立ち向かう決意と所信を表明されました。心から敬意を表するとともに、安心して質問できることをうれしく思います。

そこで、振興計画の実現に向け、10年間の重点目標とそれを達成するための5カ年間の集中的、重点的な取り組み、チャレンジを設定されていますが、その中からこのたびは「みんな笑顔若返りのまち」を目標とする健康・笑顔チャレンジを中心に質問させていただきます。

通告番号18番、寒河江市スポーツ推進計画について伺います。

第6次振興計画において、一人一人が力を発揮するまちとして豊かな人生の生きがいくりの施策、施策の体系、生涯にわたってスポーツに親しむ取り組みの推進を掲げました。

それを受けて寒河江市の未来を切り開いていく教育を目指して第2次寒河江市教育振興計画が策定され、生涯にわたって生き生きと学び続ける取り組みを推進する基本方針を示し、寒河江市スポーツ推進計画につながっています。

そこで、スポーツ推進計画の4項目の基本方針の中から施策の展開と主な取り組みを取り上げ質問させていただきます。

まず第1、誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進について、学校の体育に関する活動の充実について伺います。

現状と課題では、運動をする子供とそうでない子供の二極化の傾向が指摘されており、本市においても学校の授業以外でほとんど運動していない児童生徒が、特に女子に多く見られ改善が必要です。さらに全国的に子供の体力低下が指摘されています。

本市においても、平成26年度に実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、小学生では柔軟性、走力、跳躍力、中学生では握力、柔軟性、跳躍力等に課題があるとしています。

そこで、これらの課題解決のため、特に運動部活動の現状と今後の取り組みについて伺います。

○**国井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 体力の向上、運動能力の向上と運動部活動の現状等についての質問がありましたけれども、運動部活動の趣旨というのは、スポーツに興味と関心を持った同好の生徒が集まるということで、より高い水準の技能とか記録を目指して挑戦する中で、そういう中でスポーツの楽しさ、喜び、こういったものを味わうということでもあります。

また、豊かな学校生活を経験する活動でもある。同時に体力の向上、心身の健康の増進を図るとともに、もちろん、互いに協力し合って友情を深めるというような人間関係を育むということも、この運動部活動では大切にされているところでもあります。

本市の各中学校では、この趣旨を踏まえて適切な運動部活動が展開されているというふうに思っておりますし、生徒の体力や運動能力の向上に大きく寄与しているものと認識しているところでもあります。

そういう中ではありますが、今御指摘のように、日常的に運動している子供とそうでない、ほとんど運動しない子供のいわゆる二極化については、本市でもその傾向が認められております。最新のデータでいいますと、平成27年度実施の体力、運動能力の調査というのがございますが、その結果を見ますと、小学校5年生においては、女子は全て全国を上回りました。しかし、男子の柔軟性と走力、そしてまた、中学2年生の調査では、男女ともに敏捷性などが全国平均を若干下回っているという課題も見られたところでもあります。

これらを改善していくために必要な運動が、運動部活動に所属する生徒だけのものにとどまるだけでなく、運動部活動のよさを保健体育の授業の中で取り入れてやっていくと、あるいは、体育祭とかマラソン大会などがありますけれども、そういった体育的な行事を行ったり、さらに体力、運動能力を高めるために1学校1取り組みという、そういう取り組みもやっておりまして、それぞれの学校の実態に見合った取り組みをしています。そして、全ての生徒がさまざまな運動に親しめる環境というものを整えることも各学校においては大切にされているという状況でございます。

本市の子供たちの体力、運動能力に関しましては、そういう現状がありますので、その現状

を鑑みましてさらにどのような工夫が必要か、工夫ができるか、各学校とも相談をしながら検討し、必要に応じて指導をしてまいりたいなどというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 今、御答弁をいただきましたけれども、1学校1取り組み、なかなかいい取り組みだというふうに思いますが、続けて御質問させていただきますけれども、運動部活動に参加している子供たちの人数が少なくなっていることというのは、私が知る範囲でも、スポーツ少年団あるいは中学校や高校の部活動において大会の試合に出られる人数に達していない種目やエントリーに満たないケースが見受けられます。少子化や運動環境の変化のほか、保護者の考え方も変わってきていると感じますが、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

さらに、公式試合のみならず、練習試合や遠征などにも保護者の参加も要請され、経済的な負担も大きいと考えます。子供の貧困などが話題になっていますが、部活動も経済的な条件で参加できないとなれば、不幸なことだと思います。教育委員会としてどのように認識をなされておられるのかお伺いいたします。

休日返上で指導に汗を流しておられる先生方に敬意を表しながら、その対策についてもお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 先ほど申しあげましたように、運動部活動というのは、教育活動の中で行われているわけでありましてけれども、生徒の意欲的な取り組みとか指導者の熱心な指導、そして、保護者や地域の方々など多くの皆様の理解のもとに、協力のもとにその教育的な効果というものを高めている状態であります。

今、御指摘がありましたように、少子化によって部活動の運営というものが難しくなっているその難しさ、あるいは多様化する保護者、

生徒のニーズ、それからさらに、経済的な負担など新たな課題というものも出てきておられて、その対応を求められているという状況でございます。

少子化に伴う部活動のあり方ということにつきましては、部員数の減少ということに伴いまして、練習とか大会参加等におきまして少人数であるがゆえの難しさというものもありますし、生徒数の減少に伴う教員定数の減少ということもありまして、指導体制の課題なども含めて将来を見据えた部活動のあり方というものを検討していかなければならない、そういう必要が出てきているというのが現実的に高まっているなというふうに思っております。

実際ある市内の中学校におきましては、生徒数の減少に伴う部活動のあり方について、保護者との連携のもとに具体的な対応策というものを示して少子化への対応というものを図っているわけでありまして、そういうことで喫緊の課題となっております。

また、先ほど申しあげましたように、多様なスポーツへの取り組みを希望する生徒というものも少しずつふえておりますし、運動部活動への保護者の考え方も多様化しているということで、それらへの対応も求められておきまして、各中学校におきましては、その工夫を凝らしながら生徒の教育活動の一環ということで運動部活動のあり方を、共通理解を図りながら展開しようと鋭意努力をしているところでございます。

それから、大会への参加等、大会等、練習試合も含めてに伴う経済的な負担という御指摘がございましたが、その支援につきましては、現在は大会参加等にかかる経費の7割を市で補助しております。そういう状況でございます。

部活動の具体的な運営というのは、基本的には各学校の判断に基づいて行われるものでございますけれども、市教委といたしましても、常に学校と連携をしながら現状と課題、状況を十

分に把握して対応策を練って進めてまいりたい  
なと思っているところであります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

石山議員。

○**石山 忠議員** ただいま教育長より御答弁いた  
だきましたけれども、1つは、少子化あるいは  
保護者の多様化、さまざまなものを検討してま  
いりたいというお話をいただきました。

そこで、現実的なことに触れてみたいと思  
います。

運動部活動あるいはスポーツ少年団、そう  
いう活動に参加したいという子供たちがいて、地  
域の、あるいは周りの人たちも能力の高さを認  
めつつも、その子の家庭の事情で部活動に入れ  
ない、あるいは途中でやめた、スポーツ少年団  
に参加できない、そういった事例が出ているこ  
とは事実です。

それから、先ほど保護者の利用負担の部分  
を申しあげましたけれども、現在、子供たちの、  
あるいは中高生の試合や練習試合、そういった  
ものについて保護者が参加をするというのが半  
ば公然とした義務化になっているような感じさ  
え受けます。そんなことでいきますと、諸大会  
あるいは諸練習ゲームと遠征、そういったもの  
が遠くは兵庫県まで行ったなどという話も聞  
こえてまいります。子供、生徒、本人のみならず  
父兄も参加をするとなれば、費用も時間的な負  
担も相当大変なものかなというふうに思ってい  
ます。たしかいつごろか、ちょっと定かではあ  
りませんが、乗り合いで参加することについて  
学校側あるいは教育委員会側でそれはまずい  
ということで、個人の車では自分の子供たちを  
送迎する以外ないなどということも決められて、

相当負担感が出てきているという実情がありま  
す。そういうこともこのあり方の検討の中に入  
っているのかなというふうに理解をしながら、  
できればそういう経済的な支援ができるような、  
例えばスポーツ奨学金的なものを考えると、  
そういったものをトータル的にぜひ御検討い  
ただければありがたいなというふうに思ってい  
ます。

指導体制についても、子供たちの少子化に伴  
っての先生方の教職員数の減とか、あるいは専  
門性の持ち方とか、さまざまな課題があるかも  
しれませんが、これらについては後ほどの質問  
でも触れさせていただきましても、これら  
についても十分御検討いただければありがたい  
というふうに思っています。

教育長からもありましたように、全国的にも  
今の子供たちの体力は低下しているというふう  
に言われています。1985年ぐらいがピークで、  
そこから低下の一途をたどりまして98年あたり  
が一番のボトムで、最近はいろいろな施策や取  
り組みによって若干回復傾向にあると言われて  
います。

体格的には3センチほど伸びており体格は大  
きくはなったものの、それを使いこなす運動能  
力、機能が発達していないこととなります。さ  
らに、得意、不得意の二極化が進んでいるとい  
うことで、その中では、よく遊ぶ子はよく勉強  
もすると。全国学力、体力テストの関係からも  
見ると言われています。

市の状況は先ほどお伺いしました。寒河江市  
では生活習慣をよくするために「早寝早起き朝  
御飯」、これに「早寝早起きみんなで朝御飯」  
という言葉を使って推進していますが、早く寝  
られない、早く起きられない、朝御飯が食べら  
れないのは、基本的に疲れていないからとも  
言われております。そこにも運動のかかわりが  
出てきます。運動のできる条件整備のため、諸  
取り組みについてよろしくお願ひしたいというふ

うに思います。

次に、スポーツ少年団の現状についてお伺いします。

スポーツ少年団は、生涯にわたってスポーツに親しむ子供たちの育成のため、ボランティアの指導者を中心に活発に活動し、その成果を積み上げています。先ほど教育長からありましたように、本市においても、全国大会出場補助金など他市に比べると充実していると感謝しておりますが、ゴールデンエージと言われる小学生もスポーツ少年団に加入する割合が減少しているとともに、低年齢化が進んでいると感じられます。運動、部活動同様に現状と課題についての御認識と対策についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苅教育長。

○**草苅和男教育長** スポーツ少年団の現状、課題、そして対策ということでございますが、まず、本市のスポーツ少年団の現状でございますが、平成27年度の登録団員数、これはソフトボール競技の団が1団体加盟したということで32団体となりました。しかしながら、今年度は団員の減少によりまして団としての活動が成り立たなくなったということから2つの団が合併したということがありましたので、1団減の31団体という登録の見込みであります。団の数も減少傾向にあると言えます。

また、平成27年度の団員数は、小学生を中心とした団員が573名登録をしておりました。登録数は、児童数も減少しているということから年々減少しているわけですが、スポーツ少年団のメインである小学生の加入率につきましては、緩やかな減少傾向にとどまっているという状況でございます。

それから、指導者数でございますが、ここ数年横ばい状態でありまして、平成27年度、指導者数は271名、そして、うち約75%に当たる204名の方が有資格者となっております、指導員数

も有資格者数も年々増加をしているという状況でございます。

こういう現状でありますけれども、課題として認識しているということとしては、1つは、団員数の減少ということで、スポーツ少年団登録のための基準というのがあるわけですが、団員数10名を満たせない団が出てきている。10名基準を満たせない、活動に支障を来しているということが1つあります。

もう一つは、これまで1つの小学校区で活動していた団というのが、団員数の減少によりまして団が合併した活動が継続しているということから、加入する団員が複数の小学校区にまたぐ団というのがふえてきているという状況であります。

そういうことから、活動日あるいは活動場所、こういったものの調整に苦慮しているということもありますし、これまでと異なる難しさも生じてきていると認識しております。こういうことから、団相互の交流とか団の活性化ということについて支援をしていかななくてはいけないというふうに思いますし、そういう支援などを通してスポーツ少年団全体のあり方というものも検討をしていく必要があるなと思っております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 先ほど中学生の部活動も含めて、小学生も含めてですけれども、非常に少子化の影響というのは大きいなというふうに思いますが、反面、何回も申しあげますけれども、やりたいけれどもできない状況があるということをごひ御認識をいただいた上で、お取り組みをお願いしたいというふうに思います。

小学校区の合併とか、あるいは複数の小学校が一緒になって、あるいは他地区から入って団活動をやるということについては、各カテゴリーにおける制限もいろいろあるように聞いていますので、それらについてもぜひ精査の上、

御対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、競技力向上に向けた取り組みの推進についてお伺いをしたいと思います。

本市の選手が国際大会や全国大会で活躍することは、市民に明るい話題を提供し、スポーツへの関心を高め、夢や感動を与え、自信と誇り、郷土愛を育み、活力ある市勢発展に大きく寄与しますとあります。2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、過去のオリンピックにおいて、本市出身のアスリートは、ボートで出場された方を宇井 啓先生がお調べになり、市報でお知らせしたぐらいと承知しています。ほんのちょっとで出場を逃した選手もいますが、競技水準を高めるための手だてについてどのようにお考えでしょうか。

主な取り組みとしてトップアスリート育成に向けたすぐれた指導者、審判員の養成とありますが、日本体育協会の公認指導者を初め、競技団体が認定する公認指導者など多くの指導者資格があります。また、審判についても同様に、各競技ごとに国際公認を初め、各カテゴリー別、競技レベル別に認定されています。

そこでお伺いしますが、市内の指導者、審判員についてどのように把握されているのか、さらに、審判有資格者の多くは自前の経費とたゆまぬ努力によって資格を取得し、維持しています。これらの支援について、また競技団体との協力関係も大きな力ですので、これらのことについてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 競技力向上ということで御質問であります。全国大会とか国際大会で活躍する選手、監督が本市から出るということは、市民のスポーツに関する関心というものを高める、あるいは元気と勇気を与える、地域の活性化に大いに役立つものであります。また、活躍する選手個人からしても、夢と希望を与えるも

のと、こんなふうに考えているところではありますが、そのためにも各競技の競技水準を高めていくということは極めて重要なことだと思っております。

まず初めに、御質問にありました市内の指導者、審判員についてでございますが、現在のところ、スポーツ少年団の指導者等の状況のみを把握しているところでございます。そのため、今後、調査を行いまして競技水準を高めるために必要な人員確保、指導体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、御指摘のように、審判有資格者の多くが自費で審判員資格を維持していることなどにつきましては、審判員資格とか、あるいは指導者資格取得に係る支援制度等の仕組みづくりが必要であるなどと考えております。

さらに、各競技団体との協力ということも不可欠でありますので、競技団体が加盟する市の体育協会と連携を図りながら指導者育成のための研修会を実施したり、あるいは指導レベルの向上のための研修会へ派遣する派遣制度、こういったことについても充実していくことが必要であると、こんなふうに考えております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 競技力向上の部分でいきますと、先ほどスポーツ少年団の加入率の話がありましたが、それでも山形県では、全国的には高い加入率にあるというふうに誇っているようですけども、次の段階としてトップアスリートを育てるための方策として、県ではドリームキッズを募集してその育成に取り組んでおりまして、その成果も徐々に見え始めました。ドリームキッズのみならず、各クラブや市外、県外で活躍しているアスリートの把握というものもやらないといけないのかなというふうに思っています。

競技力の向上策というのは、寒河江市のみではとても難しいことだと思います。体育協会のみならず、あらゆるスポーツ団体と連携し、効

果的に取り組んでほしいと思います。

先ほど取得の支援制度を考えていきたいということですので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思ひますし、指導者、審判員についても同様のことが言えると思ひます。

日本体育協会では、スポーツを安全で正しく、楽しく実践するサポートをする人材としてスポーツ指導者を育成して、現在、約43万人がスポーツ少年団やスポーツクラブ、学校部活動、日本代表チームなどで活躍しています。山形県にもスポーツドクターやジュニアスポーツ指導員まで、スポーツ指導者というのは非常に多岐にわたっておりまして、指導員も上級指導員、コーチも上級コーチまで、あるいは先ほど言ったジュニアスポーツ指導員、フィットネストレーナー、スポーツ栄養士、アシスタントマネジャー、スポーツドクター、さまざま入っています。これも全国的には16万7,000人ほどいらっしゃいまして、そのほかにも競技資格別の団体の指導者、コーチ、教師、そういったものも14万3,000人ほどいます。

各競技種目別でも講習を行って認定をしています。例えばここにお持ちしましたけれども、これも公認講師の指導者証です。これも各カテゴリー別にありまして、これがないとそのゲームの審判ができない、あるいはコーチができないという制限があります。そんなことで、審判員についても専門的になりますので、各競技団体が都道府県レベルから全日本、インターナショナルまで連携をしてその強化と充実に努めているというのがこのあらわれでございます。

市レベルでの強化はとても困難と言わざるを得ませんが、さきにも述べましたが、個人努力の上に成り立っていると思ひますので、資格取得を望む方たちが講習会等に出やすい職場環境、先ほどお話が出ました経済的支援をぜひ取り組んでいただければ、所期の目的というものが達成するのかなというふうな思ひがありますので、

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、スポーツ環境の整備と充実についてお伺ひします。

市民が主体的に参画するスポーツ団体の育成について、寒河江市体育協会では、従来の活動をさらに充実するために子供から生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりとともに、競技力向上までも担おうと法人化を検討していきまひす。そのためには強固な財政基盤の確立が最も重大な課題であるということはいふまでもありませんので、その支援策について伺ひます。

さらに、スポーツ団体とはちょっと外れるかもしれませんが、本市のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきた体育振興公社の今後についてのお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 市の体協のことと体育振興公社のことについての御質問でありました。

まず、寒河江市体育協会の法人化のことについてであります。スポーツ推進計画にも記載してありますとおり、各競技団体、スポーツ少年団、各地区の体育協会等で組織する市内で最大のスポーツ団体だということでありまして、競技スポーツから生涯スポーツに至るまで広範囲にわたって活動している団体でございます。そのために、本市のスポーツ推進には欠かせない組織であると思ひております。

しかし、現在、法人格を有しない任意団体ということでありまして、組織体制や特に財政基盤の確立というものを図ることが重要な課題だというふうに思ひております。そのために法人化に向けてさまざまな協議をしていく中で、財政的な支援を含め課題の克服に向けて検討していく必要があるなど考えているところであります。

それから、寒河江市体育振興公社についてでございます。現在、指定管理者ということでありまして平成31年3月末まで市民体育館等の7施設の管

理運営をお願いしているところであります。公社の今後につきましては、スポーツ推進計画においても今後のあり方について検討を行うというふうにしておりますので、今後、公社と十分に協議を図りながら、今後のあり方について考えてまいりたいというふうに思っているところです。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 体協の法人化ということと、それから体育振興公社のあり方、それに通告はしておりませんでしたけれども総合型地域スポーツクラブ、この三者の関係というのは今後、大きな関係性がある、進み方によってはいろいろ変わってくるのかなという思いがありますので伺いましたところ。31年まで指定管理者でいるということですので、そのこととちょうど体協が法人化を目指す時期がほとんど一緒だと思いますので、ぜひ行政側としての指導、御助言をしていただければ、各団体とも進め方についての方向性をしっかり定められるのかなということを思いますので御質問をさせていただきました。

次に、スポーツ施設の整備と充実について伺います。

本市の体育施設は、経年劣化が進んでいるとともに、競技ルールの改正により施設や設備の改修・整備が必要となっていますとあります。チェリーナさがえの建設やテニスコート、アリーナの改修などに取り組んでいただき感謝をしていますが、過去に体育施設の改修計画を立て約10億円と記憶していますが、その検証はなされたのでしょうか。

また、施設に加えプロスポーツや全国大会の誘致も話題とさせていただきます。2月18日に開催された第1回臨時会において、第6次寒河江市振興計画の策定についての審議の折にも質問させていただいておりますけれども、設備、

器具等の充実についてどのようにお考えでしょうか。さらに、市民プールの隣にあります旧土地改良区の建物の利用状況と今後の計画について伺います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答え申し上げたいと思いますが、過去に策定をいたしました体育施設の改修計画の検証ということでございますが、この計画は、御案内かと思いますが、平成13年に調査を実施いたしまして、それを寒河江市体育施設改修基本計画調査報告書ということでまとめられたものだというふうに聞いております。

この計画をもとに財政状況とか、あるいは優先順位を考慮いたしましてこれまでに市民体育館の外部壁面改修、これを実施いたしましたし、テニスコートの改修などをさまざまな工事を実施してきているところであります。

またもう一つ、高いレベルの競技を当市で実施するというによりまして、一流スポーツ選手の観戦促進、それからスポーツを通じた交流を図りたいということで、来年度実施されます南東北インターハイ男子バレーボール大会の会場ということで受け入れを準備しているところでありますが、この全国大会基準をクリアするための照明設備の充実とともに、老朽化したアリーナ等の改修工事を今年度予定をしているところであります。

もう1点、旧土地改良区の建物の利用状況ということですが、現在は市民プールで各種の水泳大会を実施されるわけですが、その際の本部事務所あるいは雷等の悪天候に備えた避難場所として利用をしている状況でございます。

今後につきましては、法人化に向けて組織力強化に取り組んでいる、先ほどありましたけれども、寒河江市体育協会等の各種スポーツ団体の事務所として活用してもらうなど、この施設の有効活用を図っていきたくと考えております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** スポーツ推進計画の基本指針の4にありますけれども、プロスポーツと協働した活動の推進ということで、プロスポーツ、つまりモンテディオ山形やパスラボ山形ワイヴァンズ、東北楽天ゴールデンイーグルス、あるいはバレーボールのアランマーレ、こういったチームの名前が出てきています。

ここで御質問させていただいたのは、改修計画、さまざま進めておられますけれども、プロによって、競技種目によってはキャパシティが違うということでもなかなか難しいこともありますし、用具が不備、あるいはない、そういったことも話題になります。ぜひその辺を精査していただいて、この推進計画でうたっている内容を、あるいは目標計画を実現されるようお願いしたいという思いでございます。

旧土地改良区の建物の利用状況についても、せっかく市のほうで求めていただいたわけですから、先ほど教育長からお話が出たように、ぜひ有効な活用ができますようによくお願いをしたいと思います。

今のお話と若干かぶる部分があるかもしれませんが、4番のスポーツを通じた地域活性化の推進についてお伺いをしたいと思います。

見るスポーツの推進としてプロスポーツの観戦促進の具体的な考え、取り組みとスポーツ合宿の誘致について、特に2020年、東京オリンピック・パラリンピックにおけるカヌー競技の事前合宿についての現状についてお伺いをしたいと思います。特にグリバーさがえはロケーションも良好で温泉つきの宿泊施設も好評、その他の体育施設も合宿や大会に参加した監督、選手からは評価は高いですけれども、さきに申しあげましたけれども、器具、設備についてはもう一つというところが否めないところです。寒河江の温泉旅館組合の理解と協力も大きい寒河江で

すので、積極的に取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか、現状をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草薙和男教育長** 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックということで、それにおけるカヌー競技の事前合宿を誘致するということは、先ほど申しました一流スポーツの観戦促進、スポーツを通じた交流を図ること、そしてまた地域の活性化ということにも結びついていくものと考えているところであります。

カヌー競技の事前合宿の誘致ということにつきましては、現在、西村山1市4町が一体となって取り組んでいるところであります。この誘致を進めるための要望書というものを昨年6月に地元国会議員の方々に提出をさせてもらっているところであります。

また、本市では、カヌー競技の事前合宿の誘致というものを進めるために、全国知事会が提供するスポーツ合宿マッチングサイト、スポーツキャンプジャパンというんだそうですが、このホームページへの登録をしておりますし、山形県が作成をしております山形スポーツキャンプという、これにも掲載をして情報を積極的に発信をしているところであります。

今後につきましては、県との連携も緊密に保ちながら、西村山1市4町が一体となって事前合宿誘致のために努力をしてみたいと考えております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 先ほど寒河江温泉旅館組合の理解、よかったと申しあげたのは、通常ですと、大会料金ということで公認大会ですと料金を設定をするということが大きいんですが、寒河江温泉旅館組合のほうは、合宿等についてもそれを適用してくれるということで、すごく積極的にかかわりを持ってくださっているというのが現状なんです。

そういったことと、この前も議会のほうで総務産業常任委員会のほうでは、温泉旅館組合との懇談会をしたんですけれども、それらについてもそういった要望と自分たちの思いを伝えていただきました。ぜひ活用していただきたいなということをおもいますし、それから、今、スポーツキャンプマッチングサイトのお話が出ました。そういうことも必要だと思いますけれども、カヌー競技等でいえば、先ほどオリンピックに行ける直前までいってできなかったというアスリートもいます。アスリートの活用というの大きな手だてでないのかなと。彼がオリンピックに行けなかったのは北京だったんですが、30センチ負けたんだそうです。船の30センチ負けてオリンピックに行けなかった、そういったアスリートたちもいますので、ぜひ活用すべきかなというふうに思います。

寒河江市スポーツ推進計画の「みんなで参加健康で活力ある豊かなまち寒河江」を目指して、全ての市民がライフステージやそれぞれの関心、目的に応じて、いつでもスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを通じて人とつながり、地域とつながり、明るく活力に満ちた、健康を享受できる社会を実現することを目指しますの方向に沿いながら、項目を絞りながら質問させていただきました。

国、県に対する平成29年度寒河江市重要要望書でも、老朽化した体育文化教育施設の改修や更新等の整備促進が挙げられています。改修、更新に対する国の財政支援は不十分と言わざるを得ません。さらに、カヌー競技の拠点施設としての多目的水面広場グリバーさがえの整備についても要望されておられます。市民各層において望んでいることです。制度の創設を強く求めながら、ぜひ実現が図られるよう市長、教育委員会を初め、皆が努力することを望んでこの質問を終わります。

通告番号19番、農業委員会法、農地法の改正

についてお伺いします。

農業委員会等に関する法律及び農地の見直しが進められましたが、三橋経世論研究所長の「亡国の農協改革」を参考にしながら、農業委員会等に関する法律及び農地法に関してその影響について農業委員会会長にお伺いいたします。

農業委員会等に関する法律と農地法の見直しが進められましたが、その影響について2015年の農業協同組合法の改正による農協改革とともに農地法及び農業委員会等に関する法律も改正され、農業に従事しない外国資本であっても、農地を所有する株式会社、いわゆる農業生産法人に49.9%まで出資可能となったことや、農地を宅地などに転用することを認可する農業委員会の委員が地元の農業者からの公選制から地方自治体の首長による任命制に変わりました。農業委員会等に関する法律の一部改正については、農業委員の選出方法の変更として、農業委員の公選制は廃止し、農業委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関し、その職務を適切に行うことのできる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命することとしています。

農業委員会とは、農地改革の後に実務に当たった農地委員会のメンバーを中心に発足した行政委員会であり、農地の転用の制限が主な業務で、農地の売買や貸借、住宅地への転用などを、農地法にのっとり、農地を農地として維持するために規制することが重要な職務であります。農業委員会は、行政委員会としては唯一、委員の選定が公選制でありました。農業委員会が任命制に変わることでのどのようなメリット、デメリットが想定されるのか、農業委員会会長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** 石山議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、質問事項ですけれども、農業委員会法、

農地法の改正についてということでありませう。本年4月1日に改正農業委員会法が施行され、これまで農地の番人として我々農業委員は頑張ってまいったところでありませう。それに加えて農地等の利用の最適化推進が重点業務と確定されたところでありませう。

あわせて農業委員の選出方法は、先ほど議員からありましたように、市町村長の任命制に変更され、さらに農地利用最適化推進委員の委嘱が義務づけられたところでありませう。

農業委員の選出方法が任命制に改正されたことに伴うメリット、デメリットについての所見との御質問でありますけれども、メリットとして考えられるのは、農業者以外からも農地制度や農業政策により精通している方を任命することが可能になることが考えられております。また、選挙費用の削減や毎年実施しなければならなかった農業委員会選挙に係る選挙人名簿の作成が不要となることが挙げられます。

対してデメリットとして考えられることは、農業委員の地域におけるリーダーシップの力や発言力が低下することが懸念されております。

これまで本市の農業委員は、それぞれの地域の代表として選挙で選出されてまいりました。農業委員は我々農業者の代表としての意識づけが図られ、こうした意識の中でさまざまな農業委員活動を展開してきたところでありませう。任命制では、推薦や公募により募集することとなっております。どうしても農業者が選んだ農業者の代表とする認識は薄れてくると思われませう。

現在、当農業委員会では組織検討委員会を設置し、平成29年7月に改選される農業委員、また新たに選任される農地利用最適化推進委員に係る定数や役割などについて検討をしております。12月定例会に合わせ意見として取りまとめる予定であります。つきましては、農業委員の選任に当たっては、当委員会の意見を十分に取り入れていただき、農業者の理解が得られる人

選をお願いをしていきたいと考えております。以上であります。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** メリット、デメリットをお伺いしました。精通者の意見、農業者以外の精通者が参加できるというメリットがあるというお話がありました。選挙票や選挙人名簿の作成のことが挙げられました。それはそんなにメリットはないのかなと思うんですけども、農業者以外の精通者が入ること。デメリットとしては、地域の代表、農業者の代表者としての意識が薄れるのではないかとこの心配がある。表裏一体のことだと思いますので、ぜひその辺のことは農業委員としての、あるいは農業委員会としての役割は極端に変わらないというふうに思われますので、農地の番人としての立場をぜひ守られるように検討方よろしくお願ひしたいと思ひます。

この農業委員会の農業委員の公選制から任命制の変更以上に大きな変更が、農地法の改正にあると思ひます。農地法においては、農地を所有できる法人、農業生産法人として農事組合法人、合名会社、合資会社、株式の譲渡制限をした非公開の株式会社などが認められていたけれども、農業経営を行うための農業生産法人、いわゆる農地所有適格法人であれば、一定の条件を満たせば農地を取得できます。農地法の一部改正の農地を所有できる法人の要件の緩和の中で、農業者以外の構成員の有する議決権等の要件に関し、総株主の議決権等の2分の1未満まで認めることとする。法人の理事等の農作業従事要件に関して、その法人の理事と農林水産省令で定める使用人のうち、1人以上が農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すれば足りるものとするになりました。

これまで農業生産法人に対する出資は、特例として2分の1までは加工業者など農業関連事業者でも可能でした。これを2分の1未満まで

とすると、誰でも出資でき、例えば外国法人であっても、農地所有適格法人に2分の1未満の出資が可能となります。諸外国では一定の制限をかけていますが、日本では農地所有適格法人を利用すれば、外国資本が事実上、農地を所有でき、さらに農地所有適格法人への出資が誰でも可能となり、農地所有適格法人ですらない株式会社までもが農地を所有することができます。農地所有適格法人でなくても農業委員会の許可を得た法人であれば、農地が取得が可能になるのです。農業と無関係な株式会社、外国資本が農地を支配でき、外国資本が農業生産を支配できる国となります。農地という食料安全保障の根幹すら心配しなければなりません。農業委員の役割の大きなグローバルな面を申しあげましたけれども、任命制を受けて農地法に関して農業委員会としての思いをお伺いいたします。

- 國井輝明議長** 木村農業委員会会長。
- 木村三紀農業委員会会長** 改正農地法も4月に施行されたということでありまして、農地の権利移動の許可に当たりましては、担い手の営農活動に混乱を来すことのないように農業委員会は細心の注意を払い、地域等の実情に即した的確な判断を行うことが重要であると感じております。

私も地域農業者の代表として本市の農業を守り発展させていくためには、これらのことを再認識し、職務を遂行していかなければならないと改めて感じているところであります。

今後、任命制によって選任される農業委員におかれましても、同じ認識のもと、職務に当たってくださるよう切に希望し、私の答弁とさせていただきます。

- 國井輝明議長** 石山議員。
- 石山 忠議員** この大きいようで現実にあることなので申しあげました。商品だけが爆買いではなくて、土地も不動産も今、爆買いをされている。株式会社までも爆買いされているという

状況下にあります。先ほど申しあげましたように、国土保全という大きな役割を持つ、あるいは農業者の生活の基盤である農地についても爆買いがなされては困るなという思いで申しあげました。

農業委員会は、担い手や新規就農者を初め、農用地の利用集積、遊休農地対策などのほか、国土保全まで諸農業施策の専門家として一翼を担う重要な役割を持っています。農業委員の任命制に加えて農地利用最適化推進委員を地域活動の補佐として設けるなど、疑問を持たざるを得ないと感じますが、それほど農業委員の役割はこれからも重要であるということをお伺いしていることと思います。

木村会長には、この重要性をもとに佐藤市長とのコンセンサスをさらに深めながら、農業者の未来を明るくものとするため、さらに第6次寒河江市振興計画の目標達成が、とりもなおさずその役割だと思っておりますので、「(石山議員、時間です)の声あり)ぜひ御活躍されることをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

- 國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 内藤 明議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号20番から22番までについて、15番内藤 明議員。
- 内藤 明議員** 一般質問も最後になりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

先日の同僚議員の沖津議員の一般質問の中で、市長は3期目を目指して次期の市長選に立候補することを正式に表明されましたが、どうぞ健

康には御留意の上に、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

以下は私の持論でありますけれども、私は若くして政治の世界に入ってこれまでしばらくなるわけでありますけれども、これまで多くの市長、町長さんに接することができまして、また、近くにおいてその姿を見てきましたけれども、どんな立派な方でも在任期間が長くなりますと、もう腐るような傾向がありますので、たしか私は、佐藤市長にも一般質問だったというふうに思いますけれども前に申しあげたことがあるのではないかなと思っておりますけれども、私はかねてから市長、つまり首長はアメリカの大統領のように、つまり権力者でありますから2期ぐらいがふさわしいんじゃないかなと、こういうふうに常々思ってきました。そして、長くても3期が限度だなと、こういうふうに思って、今でもそういうふうに思っております。

そういうことで、私の政治倫理の上ではまだ許容範囲でありますので、ぜひ佐藤市長には初心に返っていただいて、主権者である市民の幸せのためにぜひ頑張っていたきたいというふうに思っております。

ところで、私も最近になって、人間60を過ぎればいつ身体的には何があってもおかしくないというふうに思うようになってまいりました。佐藤市長におかれましてもぜひそういう意味では、市長職というのは激務だというふうに思っておりますので、まずは選挙が先でありますけれども、くれぐれも御自愛の上に職務に精励いただきますようお願いを申しあげたいと思っております。

それでは早速質問に移りたいと思っておりますけれども、初めに、通告番号20番の家庭系ごみの分別変更についてお尋ねをいたします。

去る4月1日から西村山広域行政事務組合の事業の中で家庭系ごみの分別変更を行いました。それまでダイダイ色文字の資源ごみに入れてい

たその他のプラスチックは、緑色文字の燃やせるごみ袋に入れて燃やせるごみとして取り扱い、燃やせるごみの収集日に出すようになりました。

そこで伺いますが、変更を行って約2カ月間経過をいたしておりますけれども、こうした家庭系ごみの分別変更を行ったことについて、市民はどのような感想や反応を示されているのかお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 内藤議員から家庭系ごみの分別変更について御質問いただきましたが、御案内のとおり、4月1日から分別方法の変更をさせていただきますましたが、市としても、事前に数回にわたってチラシなどで市民の皆さんに周知を図ってきたところでありまして、おかげさまで混乱もなくスムーズに移行できたのではないかとこのように思っております。

市民の皆さんから市役所のほうに寄せられている声は、とても楽になった、大変ありがたかったという、そういう声ばかりであったというふうに聞いております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、同じく瓶類についても変更がなされまして、青色文字の資源ごみ袋で無色瓶、茶色瓶、その他の色の瓶と分けていたものが、1つの袋にまとめて出すことになりました。どちらになるか判断のつきにくい瓶で悩んでいたお年寄りや市民の方には、大変好評とお聞きをしておりますが、あるいは逆に批判的な意見や評価もあるかもしれません。市長は市民の大勢についてどのように判断されているのかお伺いをいたしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 内藤議員、御指摘のとおり、瓶の色でどれに入れるかということで大変迷っておられた方もいらっしゃるし、また、3種類の袋を用意しておかなきゃならんということがありましたから、そういう意味で4月からまとめ

て1つの袋でということに変更させていただきましたが、特に高齢者の皆さんや、あるいはアパート住まいの単身者の皆さんからは、大変喜ばれているというふうに聞いております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** それでは、大変いいことばかりのようではありますが、次に変更に至った主な理由についてお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 燃やせるごみとその他プラスチックに分けていたわけではありますが、この分けていた理由ということについては、現在のクリーンセンターの焼却処理施設と一緒に建設をした灰溶融炉というのがございますけれども、その燃料としてその他プラスチックを利用していたということで、以前は分別をお願いしていたところでございます。

灰溶融炉については、温室効果ガスが大量に発生するということが問題視されまして、国のほうからその廃止を容認する通達というものが出されております。そしてまた、維持管理にも多額の経費がかかるということで、クリーンセンターでは灰溶融炉を廃止をしていたところであります。

その後については、本来、リサイクルすることになっておりますその他プラスチックのリサイクル施設について、建設をするという検討を進めておりましたが、その施設については、多額の費用がかかるということでなかなか難しいという検討をさせていただきました。

また同時に、燃やせるごみとその他プラスチックをまぜて焼却をするという場合に、焼却炉への影響について検証をさせていただいて、その結果、一緒に焼却をしても焼却炉への影響が少ないということも確認させていただきましたので、今回4月から一緒に取り扱いをさせていただいたということになっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 今回、分別していたものが、同じような袋に入れることになったということについてもお答えをいただいたわけでありまして。

次に、瓶について伺いたいというふうに思いますが、これまで3種類に分けておったわけですが、それぞれの分けていた理由について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 瓶については、3種類の色ごとにリサイクルするというようになっておりました。クリーンセンターのストックヤードでスムーズに仕分けすることができるように3種類の分別を市民の皆さんにお願いをしていたという経緯でございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、それでは同一袋に入れて回収するように変更した理由も伺いたと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげましたけれども、瓶の種類が大分いろいろな色の瓶がふえてきて、市民の皆さんからは、3つに分ける、色ごとに分けていくのが大変だというような御意見をいただいていたところであります。そういう意味で、何とか不便さを解消できないかということについて検討させていただきましたが、クリーンセンターのほうで新たにベルトコンベアー設備を新設をいたしました。

また、作業員を増員しないで人的配置体制を見直すということもできるようになりましたので、そういった関係で、市民の皆さんからわざわざ分別をしていただかないで1つの袋でまとめて出していただいても、クリーンセンターのほうでそういう設備とか人的配置で分別をして行うことができるようになりまして、4月から市民の皆さんにまとめて出していただけるようになったという次第でございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○内藤 明議員 瓶については新たにクリーンセンターのほうでベルトコンベアーの設備が整ったのでというようなことがございましたが、このベルトコンベアーの設備ができたというのはいつですか。

○國井輝明議長 荒木市民生活課長。

○荒木信行市民生活課長 お答え申し上げます。ベルトコンベアーにつきましては、何月というところまでちょっと把握しておりませんが、今回のお話を昨年、分別を1つの袋に入れてクリーンセンターで分別するという話の段階で、そのような設備も必要だということで設備をしたということで、今回の4月に向けて昨年度に行ったということでございます。

○國井輝明議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっと時間的なものも確認しておかないと次の質問ができませんでしたので、今改めて伺ったところではありますが、この燃やせるごみとプラスチック類の先に話も伺って今回このようにしたというお話でありますけれども、実は大分前から市民の方からそうした要望がありました。私も何回も、どの場でだったかちょっと忘れましたが、前任者の佐藤誠六市長が理事者の時代にそういうふうなことを申しあげたことがございます。

たしかプラスチック類のごみを一緒に燃やさないで温度が上がらないということで一緒に燃やし始めたという時期でございました。そういうふうな報告があって、市民の皆さんに一定程度、知れ渡った時期に、そんなのをわざわざ分けてする必要はないんじゃないかというお話がありまして、そういうふうなお話を申しあげてきた経過があります。

つまり、今のような形にしたほうが合理的だと。しかも、作業も楽だし、同じように燃やすのであれば、そのほうがいいんでないかということもずっと申しあげてきた経過があります。市長はもしかしたら御存じないかもわかりませ

んけれども、それが大分経過が、そうしたことをやってから時間がたっているわけですね。そのことについて市長はどういうふうに思われますか。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今のお話はその他プラスチックのお話かというふうに思いますが、灰溶融炉をつくってそこで焼却灰をさらに1,300度の温度で燃焼させて、スラグをつくってそれをまた別な再利用するというところで、国のほうも奨励をして必ず焼却炉をつくる場合は灰溶融炉をつくるということで補助制度なんかもできていたわけではありますが、さっきも申しあげましたとおり、環境問題なども出てまいりまして温室効果ガスの排出に影響するということなので、国のほうもいろいろ検討した結果、23年にそういう灰溶融炉について……、失礼しました、22年、国からの通達が出されてきているところがございます。

そういったことで、大分前からということもあるのかもしれませんが、我々としては、その通達が出たときに、その補助金をもらってつくっている施設だけでも補助金の返還には当たらないというような通達の内容にもありましたから、我々としてもその通達を受けて検証をした結果、その灰溶融炉を廃止をしても差し支えないと、影響はないということで廃止をさせていただいたのが平成23年の4月ということになります。

その後、その他プラスチックを焼却炉で燃やして現在の焼却炉にどの程度影響出るかどうかというのを現場で検証させていただいて、そのことについては影響がないというような結果が出ましたので、今回、一緒にまとめて出させていただいてその焼却をしていくということにさせていただいた次第でございます。

○國井輝明議長 内藤議員。

○内藤 明議員 スラグの再利用ということでの

お話がございましたけれども、スラグの再利用というのは、最近ではずっと行われてこなかったわけでしょう、そうじゃないんですか。その点、いつごろまで再利用なされておりましたか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この検討する段階で、なかなか事業所のほうでの利用というのが見込めないという状況がございましたので、平成22年の通達が出た段階からいろいろ検討させていただきましたが、その段階で現在利用している企業がなかなか見当たらないという状況がありましたので、そういうスラグの供給がとまったとしても、大きな影響は生じないというようなところで判断をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私もスラグの関係については大分前からそういうふうに伺っていますけれども、それで、多分国の通達に基づいてさまざまな種類とか運用の問題とか、補助金の返還の問題とかあって、具体的に例えば今回のような見直しにつながったというふうには理解はしますけれども、以前からこういうふうな焼却の仕方、プラスチック類を炉に入れて焼却をして、温度を上げないと燃えないというふうなことがあってしておったという事実があるわけですから、市民には、そうした意味ではもう少し伺えますか、どうせ同じように入れるなら、そういうふうな対応が早目にしておいたほうがよかったのではないのかなと私は反省を込めて申しあげているわけですが、その点はいかがですか。ずっとそういうふうな経過をたどってきているわけですね。私の言っていることは間違っていますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々も一応法律に準拠をして仕事をさせていただいている状況でありますので、そういった制度、あるいは制度の改正などを踏まえて対応していくということになるかとい

うふうに思っておりますが、そういう意味で、御指摘の点、あろうかと思えますけれども、できるだけ安全・安心な取り組みをしていくということについては、今後ともさらに注意をしながら、できるだけ市民の皆さんにも情報を提供しながらいく必要があるというふうにも思っておりますし、また、広域の灰溶融炉の廃止の際には、議会のほうにも御説明を申しあげて対応してきたというふうに理解をしております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私も広域議会離れて随分たちますので、最近のことについては具体的にはわかりませんが、ただ、実態がそのような燃やし方をしておったということであれば、もう少し早く行政的に対応できたんじゃないのかなというふうに私は思っているわけでありまして、常日ごろ、市長はスピード感を持って対応したいと、こういうふうにおっしゃっているわけですから、ぜひこうしたものを市民の意を酌んでできるだけ合理的な方法でできるものであれば、それにマッチしたのものについては早目に対応するというものについて今後ともお願いをしたいなというふうに考えておるわけでありまして、

行政の面においては、あるいは国との関係、通達の問題、石橋をたたいて渡らんなねような状況もあるようで、私ではわからない部分がありますけれども、しかし、誰が見ても、今やっている時点、こうなんだからとすれば、それに即した対応ができるように、関係省庁あたりの調査も早目にさせていただく中で対応をお願い申しあげたいというふうに思っております。

次に、通告番号21番の指定廃棄物の処分についてお尋ねをしたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放射能汚染など甚大な被害が発生をしてから5年が経過をいたしました。

福島では今でも10万人近くの県民が避難を余儀なくされているというふうにならわれておりま

す。事故の原因究明が今なお道半ばというふう  
に言われておりますけれども、安倍内閣総理大臣は、福島原発事故後、原子力規制委員会が策定した新規制基準を世界一厳しいということで、その新基準に適合した原発の再稼働を進めようとしておりますけれども、今回のこうした事故の重大性を考えれば、不安を乗り越えて私は憤りさえ覚えるわけでありまして、さて、本市では原発事故について風評被害等の間接的な被害が大きいとされてきたわけでありまして、道路側溝の放射性汚泥の数値等を見れば、本市にもセシウム134、137などの放射性物質が間違いなく降り注いだといえますか、こちらにもやってきたということが示しているわけでありまして、そこで、お尋ねしたいというふうに思っているわけでありまして、今、放射性汚泥が保管されている若葉町公園あるいは島公園における直近の空間放射線量率を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 直近5月19日現在の空間放射線量率であります。若葉町公園のほうは毎時0.06マイクロシーベルト、島北緑地においては毎時0.08マイクロシーベルトとなっております。国の基準値は毎時0.23マイクロシーベルトでありますから、それを下回っているという状況であります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** この数字というのは、ほかのところの市で測定したものと、さほど変わりはないということで理解してよろしいのでしょうか。

○**國井輝明議長** 荒木課長。

○**荒木信行市民生活課長** お答え申し上げます。さほど変わりはないというふうに理解しております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 中に閉じ込めたといえますか、

その汚泥については測定不可能でありますから、空間の放射線量率を伺ったわけでありまして、ほかに飛び散ってはいないと、広がってはいないということだろうと思っておりますけれども、次に、過日、全員協議会でも質問がありましたけれども、8,000ベクレル／キログラム以下については、通常の廃棄物と同様に地方公共団体あるいは排出者が処分するというふうにしてありますけれども、しかし、地元では、延々として進まぬ、遅々として進まぬ現況を住民は非常に不安がって憂いを持って見ておるわけでありまして、現在、どのような進捗状況になっているのかお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国の指定基準8,000ベクレルというのがあるわけでありまして、寒河江市のその2カ所に保管しているものについて濃度を測定しているわけですが、25年の9月に測定した段階でこの8,000ベクレルを下回っているということになりましたので、指定廃棄物の指定の解除というものを国に対して要望してきたところでございます。そういったことについてことしの4月28日付の省令のほうで指定解除に関する省令が施行されております。今後、これらに基づいて、国に対し指定取り消しの申し出の手続を進めていくという段階で今いるところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 国に対して取り消しを求めていくというふうなことでありましたけれども、次に、今後、いつごろまでにどのように処分されるのか、そのめどについてお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、国、環境省、それから県、それから大平埋立処分地の管理者であります西村山広域行政事務組合等々と協議を進めていっている段階でございます。

今後、西村山広域行政事務組合の手続なども  
経て処分地の近隣の地区への説明会なども開催  
をさせていただいて御理解を得た上で、環境省  
に対して早期に指定廃棄物の指定取り消しの申  
し出を行っていくという段取りになっておりま  
す。環境省から指定解除の通知をいただきました  
らば、速やかに一般廃棄物として大平埋立処  
分地に処分をしていきたいというふうに考えて  
いるところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 具体的なめどというのはおわか  
りになりませんか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど申しましたとおり、これ  
から手続、段取りを踏んでいくということで、  
具体的な何月までというのは、ちょっとなかな  
か今の段階で申しあげることではできませんが、  
できるだけ早く対応していきたいという考えで  
あります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 一つ一つ具体的に国に対する解  
除の申し出をして、それが済んでから次のよう  
な段取りに移るという手はずなそうでありませ  
けれども、国においては省令で出されているわ  
けですから、それを邪魔するようにと言ったら  
おかしいんですが、それをストップするような  
ことはないわけですよ。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** そういうふうにはないだろうと  
は思っておりますが、ただ、この件に限らず、  
国に対していろんな申請などをしたときに、そ  
れなりの時間がかかっているわけでありませ  
うから、そういう時間も想定をされるというこ  
とでございませう。そういう意味で、いつごろま  
でというような、なかなか具体的に申しあげること  
できないのでありませうし、また、これから処分  
地の近隣の皆さんにも御説明をしていくという  
ことになりませうから、そういうことを踏まえれ

ばある程度時間は要るわけでありませうけれども、  
できるだけ早くというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 国のほうは、できるだけ早く速  
やかに出していただきたいということを私は思  
っておりますけれども、近隣の住民の方との話  
し合いは、これはもちろん必要になってきます  
けれども、公園の近隣の住民の皆さんは非常  
に不安がっておりますので、できるだけ早い機  
会に対処できるようにお願いを申しあげたい  
というふうに思っています。

次に、通告番号22番の第6次寒河江市振興計  
画の推進についてお尋ねをしたいと思います。

本市では、第6次寒河江市振興計画を策定し、  
将来像として「さくらんぼと歴史が育む スマ  
イルシティ 寒河江」ということで、それを目  
標に市民が誰でもが幸せに暮らし続けること  
ができるまちづくりを目指すとしております。

また、地方において急速に人口減少が進むこ  
とが予想される中で、目標年度の2025年には、  
推定人口よりも1,020人多い3万8,482人と  
する目標人口も定めておられます。そして、そ  
れを具体的に推進するための基本的政策も示  
しております。

ところで、スマイルシティというのは、非常  
に私は響きがいいなというふうに思っている  
んですが、きのう、地区のレクリエーション大  
会があったときは、余りよくないななんて言  
う人もおったんですが、私はいいなというふ  
うに思っています。これは時代を先取りする  
ようなイメージがありますし、すばらしいキャ  
ッチコピーで、目標とするにふさわしいとい  
うふうに思っているわけでありませうが、若  
い方々からは非常にいいキャッチコピーだ  
なというふうに言われて評価も高いようであ  
ります。そこには市民だけでなく、ほかの自  
治体、町や市からもあそこには住んでみた  
いなと、こういうふうに思わせるような、う  
らやましきがあるのかなと思っ

ていますし、また、そういうふうなまちにつくり上げることが必要なだろうなというふうに思っております。そうした温かいまちにするために、また、それを連想させるようなスマイルシティという言葉はお持ちなんじゃないのかなというふうに思っているわけではありますが、一方で現実はどうなのかと、こういうふうに言いますと、私たちも議員活動の中で、時折直面をするわけではありますが、必ずしも誰もが住みやすい環境には現在なっているとは言いがたいというふうに思っております。

私も市民の皆さんから時折苦情をいただいて相談があるわけではありますが、例えば騒音とか、あるいは悪臭があるとか、ビニールの野焼きであるとか、先ほどもありましたね、ペットの鳴き声であるとか、悪臭であるとか、視覚に入るものでは屋敷内のごみの放置、それから目隠しができない農機具、あるいは廃車置き場など数えれば切りがないわけでありまして、同じ近くの住民同士であるだけに直接なかなか言えないということで、私どもにそうした苦情といいますか、相談が寄せられるわけではありますが、ほかにも生活環境ということでは、意識的か無意識にかかわりませんけれども、女性に対する蔑視、あるいは外国人に対する差別なども時折耳にすることがあります。

こうした問題を行政に持ち込んで行政指導等によって解決しようとする、法律の範疇外であったり、あるいはそうしたところで壁に突き当たって解決が困難で、どうすればよいのかなと考え込んでしまうことがたびたびあります。

私は、そこで、今まで申しあげたようなことを包含するような仮称迷惑防止条例などのようなものを制定して、つまり誰もが住みたくするような、つまり寒河江市の第6次振興計画を推進することが肝要じゃないのかなと、こういうふうに思っておりますので、市長の御所見を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 第6次の振興計画をスタートさせていただきまして、内藤議員御指摘のとおり、誰もが住みたくするようなまちづくりを行政のみならず、議会、そして市民の皆さんとともにつくっていくというのが目指す方向であります。そういう意味で、大変あそこのまちは汚くてうるさいとか、野焼きもひどいなどということであっては、寒河江市のイメージアップにつながっていかないというふうに思っております。

内藤議員から、仮称ではありますが、総合的な迷惑防止条例を制定してはどうかということではありますが、今つくられている、いわゆる迷惑防止条例というのがありますね。住民などに著しく迷惑をかける行為を防止をして、平穏な生活を保持することを目的にしているということではありますが、都道府県と一部の市町村になっているんですかね、制定をされているというふうに聞いております。

もちろん山形県でも条例が制定されているわけではありますが、山形県の場合ですと、どちらかという、粗暴行為あるいは客引き行為、そして嫌がらせ行為などを禁止するための条例ということで、平成24年の3月につくられているところではありますが、そういう意味で議員の御提案の条例の趣旨とは若干違うわけがあります。

ただ、近年、渡邊議員の御質問にもありましたが、どちらかという、モラルが低下しているということで、市民のモラルの向上、マナーなどの育成というものをしていかなきゃならない分野について、行政の関与というものも多く求められているのではないかというふうにも思っておりますし、全国的に見ると、そういうことを踏まえて迷惑防止条例的な条例をつくっている市町村も出てきているというふうにも聞いているところであります。

もちろん寒河江市はないわけではありますが

ども、例えば内藤議員の御指摘のような部分については、一応今の段階では環境基本条例というのをつくっておりますので、それを踏まえた平成26年に環境基本計画というものを制定させていただきましたが、生活環境の保全、大気・水・土壌の保全などの施策の展開に取り組む計画でありますけれども、その中で市民に対し、騒音や悪臭などの防止、野焼きの禁止などを指導、啓発をしていくということになっております。

ただ、条例ではありませんので、罰則等々の内容は無いわけではありますが、そういう意味で、近年、大変そういうことが求められている状況にもありますので、市としてもこの条例化についてその必要性でありますとか、全国的な先進の事例なども見させていただきながら研究をしていかなきゃならないというふうに思っているところであります。

それから、あわせて女性蔑視とか外国人の差別についても一緒に盛り込んだような条例ではどうかという、仮に、例えばということになるんでしょうか、ということではありますが、この2点については、今、現実的にはそれぞれの個々のケースとしていろいろ議論されているというのが現状ではないかというふうに思います。女性蔑視に対する方策を市のほうでどういうふうに取り組んでいるのかなどということになりますと、第6次振興計画の中でも、男女ともに活躍できる環境づくりということで職場におけるハラスメント等の防止対策の推進でありますとか、女性の職場環境改善に対する支援、それから経営者の意識改革に向けた取り組みなどということを提案、提起させていただいているところでありますが、これも条例ではありませんけれども現実的にはそういう取り組みをさせていただいておりますが、女性の蔑視の問題というと、職場だけではないというふうにも思います。日常生活万般にわたってどういう対策とい

うんですかね、そういう条例化の中身をつくっていくのかということになると、非常に倫理上あるいは道徳上、さらにはプライバシーなどの問題もあろうかというふうに思いますし、事実の確認やら認定などというのは大変難しくなるんじゃないかというふうに思います。

それから、定義をどうするのかなどということもあろうかと思っておりますので、これなどについては、さらにいろいろ事例などを研究していかなきゃならないというふうに思っておりますので、そういう意味で外国人の差別の問題も同様な点があろうかというふうに思いますから、その点についてはいろいろ研究をしていくということにさせていただければなというふうに考えております。

○**国井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 私もぜひそうしたものについて包含できるようなものが一番いいなというふうに思ったところでありますけれども、具体的に言うと、人権の問題であるとか、いろんな問題がかなり基本的な部分での違いが出てくるのかなというふうに今、答弁を聞いていて思っておったわけではありますが、例えば外国人差別の問題では、例えば今、法律上、ヘイトスピーチの防止法ですか、何か法律できましたね。そういうものもできておりますし、女性差別の問題、また別のものという考え方もあろうかというふうに思います。

そういう意味では、そのほかの問題での生活環境、つまり環境基本計画という中で触れられているものや、そうした問題についても全国の問題も出されましたけれども、私もうかつでして一般質問の内容についていろいろお聞き取りいただく際に初めてわかったんですが、そういう条例も全国的にあるんだなというふうに言われまして、私もいろいろ調べてみたら、やっぱりあるんですね。静岡県の磐田市というところで迷惑防止条例というのが出ておりまし

た。

これを見ますと、やっぱりさっき市長が述べておられましたが、制定の経緯というのがあって、近年、モラルの低下や相互扶助意識の希薄化などにより、従来は一般的なルールやマナーとして考えられていたことまで行政の関与が求められることが増加していますとなっております、このような状況を踏まえて市では、迷惑防止条例を制定し、市民一人一人が他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、また、事例が発生した場合には関係者が注意を促すためのよりどころとなり、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図るとともに、地域の良好な人間関係の形成に寄与することを目指しますというようなことで、さっき市長がお触れになりましたけれども、そうしたことも現在、行政の中ではいろいろと手だてをしなくちゃならない状況になっているということをこの磐田市では述べておられます。私もそういうふうになってきているなど率直に思います。

それで、制定の趣旨についてであります、3番目に、かつては環境美化条例というのが磐田市であったんですね。環境美化条例、それから法律等及び県条例により規制されている事項も、この磐田市迷惑防止条例へ織り込み、規制すべき迷惑行為として一覧性を図りまして一つの欄にしてつくるということであります。

具体的には、例えば廃棄物の投棄であるとか、自販機の設置者に対する回収容器の設置の義務であるとか、公共の場所への飼い主のふんの放置の問題であるとか、あるいは土地、建物の雑草、竹木、竹や木ですね、廃棄物等の適正管理、屋外における焼却、生活騒音、生活悪臭、飼い猫の適正管理、犬もだと思えますけれども、そういうふうなことでの、つまり行政が指導できるような、もちろんこれは罰則は設けないで、違反事例として公表しますというふうなことはありますけれども罰則はありませんということ

で、つまりこの条例をもとに具体的に、例えば近隣住民同士が対立などないように行政指導することができるということになっているわけでありまして、私たちが先ほど申しあげましたように、近隣の住民からそうした苦情をいただいて行政に時折相談をするわけでありまして、なかなか法律の壁とか、どういうふうに対応すべきかというのがわからない部分があって解決がなかなか難しいことが時折あるんですね。したがって、こうした条例があれば、この条例に基づいて行政指導ができるというふうになりますので、ぜひその点については御検討をいただく中で整備をしてほしいなど、こういうふうに思います。市長の御所見を改めてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 磐田市の事例があるというふうなお話でありましたが、繰り返しになりますが、今、内藤議員からそういう条例の中身をお聞きをしましたけれども、非常にモラルというんですかね、市民としての基本的なモラルの段階について行政が規制をかけるというような内容になっていかざるを得ないという状況が出てきているのかなというふうに思います。

そういう意味で規制条例ということになりますから、そこは少し慎重にいろいろ検討していかなくちゃならないというふうに思いますが、いずれにしても、寒河江市を何とか明るく、そして元気に、そしていろんな人が来てくれる、そういうすばらしいまちにしていこうためにはどうしたらいいかという中で、そういう条例なども磐田市の例なども十分に参考にさせていただいて研究、検討をさせていただければなというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 全国的に見ますともっといい例があるのかもしれませんが、私、そこまで調べておりませんので、参考までに磐田市というと

ころの迷惑防止条例についてお話を申しあげましたけれども、担当課ではこれは知っておって調べておられるのかもわかりませんが、私のほうで知ったかぶりして申しあげて大変申しわけありませんけれども、思うところは、寒河江市のほうにどんどん人が来てほしいという思いがありますし、また住んでよかった、あるいは住んでみたい、こういうふうに思わせるような寒河江市にしていきたいというふうなことでありますので、モラルに規制をかけるというのはどうなのかなという話もありましたけれども、そこまで考えないといけない時代になっているんじゃないのかなと、こういうふうに思います。磐田市では法律の中身にも触れながら、それを包む形で全部一覧性に述べておられましたけれども、御検討をお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

散 会 午後1時56分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦勞さまでした。

